

---

# 高齢者への支援

---

## ドイツにおける Altenpflegehelfer の養成教育

ーラインラント・プアルツ州の例を中心にー

浦和大学短期大学部

高木 剛

### はじめに

日本では急速に進行する少子高齢化の中で、年々介護サービスを必要とする高齢者が増えている。しかし、その一方で、高齢者介護を担う人材不足が深刻化しており、高齢者介護を支える人材育成は大きな社会問題となっている。しかも近年では、要介護高齢者の介護ニーズが多様化・複雑化しており、それらに適切に応えるために、介護の担い手の資質の向上も強く求められている。

現在日本では介護の担い手として、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ホームヘルパーなどが挙げられるが、2015年度からは新たに「准介護福祉士」（本稿で取り上げるドイツの Altenpflegehelfer に匹敵）の創設が予定されている。准介護福祉士は、介護福祉士養成施設の卒業者が介護福祉士国家試験に「不合格」であった場合などに付与されるばかりか、同じ国家試験の受験資格でありながら、実務経験ルートを経た者は対象外とされているなど、この資格制度の不透明さや矛盾が浮き彫りになっている。

ところで、先駆的福祉国家であるドイツでは、主として Altenpfleger と Altenpflegehelfer が高齢者介護の中心的な担い手となっているが、両者とも日本よりも先に養成制度が確立されているうえ、両者の養成制度が連動しているなど、日本にとって参考になる点が少なくない。とりわけ Altenpflegehelfer の養成（教育）は、今後日本の准介護福祉士制度を展望するうえで有益であると

思われるが、その先行研究はほとんどなく、日本では Altenpflegehelfer 養成（教育）の実態があまり知られていないのが現状である。

そこで本稿では、ドイツの Altenpflegehelfer の養成制度（教育）について、ラインラント・プアルツ州（以下、RLP州）の例を中心に概観し、2015年度に創設が予定されている、日本の「准介護福祉士」制度の検討に資する点を考察することを目的とした。

### 1. 研究方法

RLP州教育センター職員R氏、およびドイツ赤十字社高齢者センター職員M氏からの情報提供に加え、RLP州の Altenpflegehelfer 養成の管轄省である「教育・女性・青少年省」（Ministerium für Bildung, Frauen und Jugend）のホームページ、その他、文献・資料等により、Altenpflegehelfer の養成（教育）の概要について整理した。

なお、Altenpfleger および Altenpflegehelfer は男性名詞であり、これらの女性名詞は、Altenpflegerin および Altenpflegehelferin であるが、本稿では紙幅の関係で、特に区別を付けず、男性名詞で統一して記載した。

### 2. ドイツにおける高齢者介護の担い手

ドイツにおける高齢者介護の中心的な担い手としては、Altenpfleger をはじめ、その下位職種である Altenpflegehelfer が挙げられる。さらには、ややマイナーなものとして Haus- und Familienpfleger（又は Familienpfleger）という、主として在宅介護の担い手も挙げられる。これらはいずれも、増大する要介護高齢者の介護問題に対処するために創設された職業資格である。これらの根拠法は、Altenpfleger は国家資格として連邦法で規定されているのに対し、Altenpflegehelfer や Haus- und

Familienpflegerは州資格として、各州の法律にもとづいている。

ここでは、Altenpflegehelferに注目し、まずはその養成の歴史的展開について、Altenpflegerと関連づけながら概観する。なお、Haus-und Familienpfleger養成については、十分な紙幅がないため、本稿では省略する。

### 3. Altenpfleger および Altenpflegehelfer 養成の歴史的展開

ドイツでは1950年頃から高齢化の進行とともに、高齢者介護の担い手の確保が急務な課題となった。1965年にドイツ公私社会福祉連盟が社会的援助を担う専門職養成、すなわち、養成期間1年間とし、理論および実務教育を600時間とする養成の在り方等について勧告した。1969年にノルトライン・ヴェストファーレン州がドイツで最初にAltenpfleger養成について制度化し、その養成がスタートしたのを皮切りに、その後の約10年間で全ての州でAltenpflegerが進められた。この流れの中で、下位職種であるAltenpflegehelferの養成もそれぞれの州において着手されることとなった。

AltenpflegerもAltenpflegehelferも、国家認定の州資格としてドイツ各州で養成されてきたが、とりわけAltenpflegerは、看護職(Krankenpfleger / Krankenschwester)との社会的評価や待遇面の格差などが問題となり始めた。また、Altenpflegerの養成教育が各州によって異なっていたことや、さらにはその業務が介護のみならず医療行為を含む内容へと拡大してきたことから、幾多の議論の結果、Altenpflegerは2003年8月から連邦国家資格へ格上げされることとなった。Altenpflegehelferについても一時は連邦国家資格として法案に盛り込まれたが、審議の結果、Altenpflegehelferの業務範囲等を考慮した場合、養成(教育)を連邦法で規定することは不要との判断から削除され、これまでどおり各州の法律にもとづいて養成されることとなった。

### 4. Altenpflegehelfer の養成(教育)の概要

このようにAltenpflegehelfer 養成(教育)は、各州の法律で規定されているため、各州によって多少異なっている。以下、Altenpflegehelferの養成(教育)について概観する。

Altenpflegehelferの養成(教育)は、各州の法律で規定された職業専門学校もしくは専門学校で行われる。入学要件として、一定の年齢(多くの場合17歳)に達していることに加え、Altenpflegehilfeについて学習するために必要な基礎的な学力(基幹学校を卒業など)や一定の職業知識・経験などが問われる。職業専門学校や専門学校への入学の可否については、申請書類や面接などによって決定される。

Altenpflegehelferの養成期間はほとんどの州が1年間である。養成教育は「理論教育」と「実務教育」で構成されているが、これらの時間数は州によって若干異なる。例えば、ヘッセン州では養成期間1年間で、理論教育700時間、実務教育900時間で、合計1600時間が必要である。また、バイエルン州もヘッセン州と同様、養成期間が1年間であるが、理論教育800時間、実務教育700時間、合計1500時間が必要とされる。RLP州では、養成期間1年間で、理論教育800時間、実務教育850時間、合計1650時間が必要である。その他、ハンブルク州のように、養成期間が2年間で、理論教育960時間、実務教育2240時間、合計3200時間というケースもある。

修了試験として、多くの州では、筆記試験、口述試験、実技試験が課せられる。この修了試験で一定の水準に達している場合、卒業時にAltenpflegehelferの資格を取得することができる。資格の名称は、「Staatlich anerkannter Altenpflegehelfer」「Staatlich geprüfter Altenpflegehelfer」「Staatlich anerkannter Gesundheits- und Pflegeassistent」など、州によって異なる。

その他、Altenpflegehelferの養成課程を修了後、引き続きAltenpflegerの養成課程(3年制)に進むことも可能で、その際は、Altenpflegehelfer養成課程で要した期間(通常1年間)は短縮される。

表1 RLP州におけるAltenpflegehelferの養成教育カリキュラム（旧）

科 目	時 間 数
必修科目	
1. ドイツ語（国語）／コミュニケーション	80
2. 宗教学／宗教教育学	40
3. 社会学	40
4. 法学／行政学／職業学	80
5. 老年学	120
6. 保健学／病理学／栄養学	200
7. 看護学	120
8. 介護演習	160
9. 活動援助	80
実務教育	700
合計時間数	1620

出典) Rheinland-Pfalz Lehrplan und Rahmenplan für die Fachschule für Altenpflegehilfe.

Ministerium für Bildung, Frauen und Jugend : 1. 2002より筆者作成

## 5. RLP州におけるAltenpflegehelferの養成教育カリキュラム

ここでは、Altenpflegehelferの養成教育カリキュラムを概観するために、RLP州の例を取り上げる。

RLP州におけるAltenpfleger養成教育は、1978年にスタートし、その後1991年、2000年、2004年という具合に、数回の法改正を経て、現在の養成教育へと至っている。Altenpflegehelferもこのような法改正に連動して養成教育が見直されてきた。

表1に示されているAltenpflegehelferの養成教育カリキュラムは、Altenpflegerが連邦国家資格化する以前（2000年改正時）のものである。養成期間は1年間で、科目としては、「ドイツ語／コミュニケーション」「宗教学／宗教教育学」「社会学」「法学／行政学／職業学、老年学」「保健学／病理学／栄養学」などの他、実務教育が課せられ、理論教育920時間、実務教育700時間、合計1620時間が必要とされていた。

その後、RLP州では2004年からAltenpflegerが連邦国家資格として養成され始めたが、これに合わせて、Altenpflegehelferの養成教育も見直された。Altenpflegehelfer養成教育は、Altenpflegerの養成教育と連動して、これまで配置されていた科目が

見直され、テーマごとの構成に切り替わった<sup>1)</sup>。具体的には、理論科目においては、「高齢者介護の職業」「高齢者の個人及び状況に応じた介護」「認知症及び老年精神医学的に変化した高齢者の介護」「指導、助言及び対話」「生活様式における高齢者の支援」などの必修科目と、選択科目で構成され、合計800時間が配当された。この他にも実務教育として850時間が課せられ、理論教育および実務教育で合計1650時間が必要となった（表2）。

## 6. Altenpflegehelferの業務範囲

Altenpflegehelferは、Altenpflegerの指示にもとづき、要介護高齢者の入浴、排泄、食事などの基礎介護（Grundpflege）や身の周りの世話などを行っている。Altenpflegerの業務と根本的に異なる点は、Altenpflegerがかなりの医療行為を行えるのに対し、Altenpflegehelferは原則医療行為を行うことができないところである。

Altenpflegehelfer業務の実際の例として、RLP州にあるドイツ赤十字社高齢者センター（日本の特別養護老人ホームに相当）に勤務するM氏（Altenpfleger）の話によると、この施設における

表2 RLP州における Altenpflegehelfer の養成教育カリキュラム (新)

科 目	時 間 数	
	科 目	
必修科目	Altenpflegehelfer (1年間)	(2年間)
1. 高齢者介護の職業	120	—
2. 高齢者の個人及び状況に応じた介護	160	320
3. 認知症及び老年精神医学的に変化した高齢者の介護	120	120
4. 指導、助言及び対話	40	40
5. 生活様式における高齢者の支援	120	—
6. 高齢者介護における計画、実行、記録及び評価	60	60
7. 医学的診断と治療への参加	60	140
8. 宗教的観点における高齢者介護業務の人類学的、社会学的側面の解明	80	120
9. 高齢者介護業務における制度的、法的な大枠の条件の考慮	—	100
10. 質を確保した高齢者介護への参加	—	40
11. 危機及び困難な状況への対処	—	80
12. 高齢者介護業務における理論的基礎の考慮	—	60
13. 高齢者介護業務における生活環境と社会的ネットワークの考慮	—	80
14. 居住空間と居住環境整備における高齢者の支援	—	40
15. 日常生活と自立行動における高齢者の支援	—	80
16. 自己の健康の保持増進	—	40
17. 職業的自己理解の発展	—	40
選択科目	40	140
実務教育	850	1650
合計時間数	1650	3150

出典) Rheinland-Pfalz Lehrplan und Rahmenplan für die Fachschule Altenpflege, Fachrichtung Altenpflege”  
Ministerium für Bildung, Frauen und Jugend : 2.2005. より筆者作成

Altenpflegehelferの主な業務内容は、入浴、排泄、食事、移動など際の介助、レクリエーション活動の支援、点眼、血圧測定、ベッドメイキングなどの環境整備などであり、Altenpflegerとは異なり、痰の吸引、インシュリン注射、服薬管理などの医療行為は行えないとのことである(表3)。Altenpflegehelferの業務は、Altenpflegerと比べてその範囲が狭いものの、施設においては高齢者介護を担う人材として、期待されているようである。

7. Altenpflegehelfer の現況(従事者数、性別、勤務先、雇用形態など)

ところで、ドイツ全州(16州)におけるAltenpflegehelferの現況(従事者数、性別、勤務先、雇用形態など)はどのような状況であろうか。

連邦統計庁の2009年度のデータ(Pflegestatistik 2009)<sup>2)</sup>によると、介護保険適用の施設・事業所で介護業務に従事するAltenpflegehelferは、ドイツ全州(16州)の合計で36,481名である。その内訳は、施設勤務者が27,926名、在宅勤務者が8,555名である。2007年度対比では、施設勤務者が29%増加、在宅勤務者が41%増加している。男女比は1:

表3 ドイツ赤十字社高齢者センターにおける Altenpflegehelfer の業務の実際

業務内容	Altenpflegehelfer	Altenpfleger
入浴（シャワー浴）の介助	○	○
排泄の介助	○	○
食事の介助	○	○
移動の介助	○	○
レクリエーション活動の支援	○	○
点眼	○	○
血圧測定	○	○
痰の吸引	×	○
インシュリン注射	×	○
服薬管理	×	○
環境整備（ベッドメイキング、掃除など）	○	○
介護記録	○	○

注) ○印は行えるもの、×印は行えないもの

9と女性が9割を占めている。勤務先としては、施設が76.5%と大半を占めている。勤務先における全ての職種に占めるAltenpflegehelferの割合は、施設では4.5%、在宅では3.2%である。勤務形態はパート雇用の割合が高く、施設では69%、在宅では74%である（表4）。

参考までに、RLP州におけるAltenpflegehelferの現況についても概観しておきたい。2009年度

のデータ（Statistische Berichte）<sup>3)</sup>によると、介護保険適用の施設・事業所で介護業務に従事するAltenpflegehelferは1,359名である。その内訳は、施設勤務者が1,075名で、在宅勤務者が284名である。男女比はドイツ全州（16州）のデータと同様に1：9で、女性が9割を占めている。勤務先についても、施設勤務者が80%と高い割合を占めている。勤務先における全職種に占める

表4 RLP州における Altenpflegehelfer の現況

施設勤務			
Altenpflegehelfer	1,075名	Altenpfleger	5,663名
内、女性の占める人数（割合）	963名（89.6%）	内、女性の占める人数（割合）	4,897名（86.5%）
フルタイム勤務者の人数（割合）	344名（35.7%）	フルタイム勤務者の人数（割合）	3,008名（53.1%）
内、女性の占める人数（割合）	282名（82.0%）	内、女性の占める人数（割合）	2,450名（81.4%）
在宅勤務			
Altenpflegehelfer	284名	Altenpfleger	2,084名
内、女性の占める人数（割合）	255名（89.8%）	内、女性の占める人数（割合）	1,825名（87.6%）
合計			
Altenpflegehelfer	1,359名	Altenpfleger	7,747名
内、女性の占める人数（割合）	1,218名（89.6%）	内、女性の占める人数（割合）	6,722名（86.8%）

出典) Statistische Berichte—Pflegeeinrichtungen und Pflegegeldempfänger am 15. Bzw. 31. Dezember 2009—  
Ergebnisse der Pflegestatistik, Statistisches Landesamt Rheinland-Pfalz. より筆者作成

Altenpflegehelferの割合は、施設では3.7%、在宅では2.7%とほぼ同様の割合である。勤務形態についてもパート雇用の割合が高く、施設では65%である（表4）。

## 8. 日本における准介護福祉士制度

ところで、日本においてドイツのAltenpflegehelferに相当するのは、2015年に創設予定である「准介護福祉士」である。周知のとおり、准介護福祉士は、2007年の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正の際、フィリピンとの経済連携協定における介護福祉士候補者受け入れに対する配慮や、国家試験導入後の介護福祉士養成施設卒業者に対する配慮などから創設されることとなった。とはいえ、准介護福祉士は介護福祉士国家試験の不合格者等に付与されるばかりか、3年間の実務経験ルートを経て国家試験を受験する者は対象外とされているなど、その資格の位置づけや制度の矛盾等を疑問視せざるを得ない。准介護福祉士は、ドイツのAltenpflegehelferとは異なり、介護の職業資格として明確に制度化されているとはいいがたく、その業務を含め不明慮な点が多いという状況である。

## 9. 日本への示唆

筆者なりに、日本の准介護福祉士養成との対比でドイツのAltenpflegehelferの特徴的なことを挙げるならば、少なくとも次の5つを指摘できる。

- (1) 介護の職業資格として明確に制度化されている。
- (2) Altenpfleger（3年制）の養成課程と連動した仕組みとなっており、Altenpflegehelferの養成課程を修了後、Altenpflegerの養成課程へ進学する場合は、養成期間が短縮（通常1年間）される。
- (3) 養成教育では、介護分野のみならず、「精神医学」「治療と診断への協力」「健康保持」といった医療・保健分野の内容が幅広く盛り込まれている。
- (4) 理論教育及び実務教育の合計時間数（1600

時間程度）のうち、半分程度を実務教育が占めており、実務教育が重視されている。

- (5) 修了試験として、筆記試験、口述試験、実技試験が課せられる。

准介護福祉士制度においては、資格の位置づけ、資質の確保、介護福祉士との役割の違い、などにおいて、不明瞭であると言わざるを得ない。その点、ドイツのAltenpflegehelferは、これらの骨格が整っていると言えよう。

## おわりに

日本の准介護福祉士制度は、一定期間経過後に改めてその是非が問われることになっている。しかし、准介護福祉士が創設された場合、現場の利用者は准介護福祉士から介護サービスを受けることになる。そのためには、准介護福祉士には、介護福祉士や他職種と協働し得る、一定水準の資質が担保されていなければならない。また、現場における介護職同士の混乱を防ぐために、介護福祉士との役割分担についても、ある程度は明確にされる必要がある。

ドイツと日本では、福祉・教育の制度等が異なるため、単純に、日本へAltenpflegehelfer養成制度の仕組みを導入することは困難である。しかし、Altenpflegehelferの養成制度は、日本よりも先に導入されており、その養成教育はもちろんのこと、Altenpflegerとの役割分担など、参考になる点は少なくない。今後、介護の職業資格として、積極的に准介護福祉士の資質向上を図るのであれば、ドイツのAltenpflegehelferの養成制度は、多くの示唆を与えてくれるだろう。

## 引用文献

- 1) Lehrplan und Rahmenplan für die Fachschule Altenpflege, Fachrichtung Altenpflege” Ministerium für Bildung, Frauen und Jugend.
- 2) “Pflegerstatistik 2009 - Pflege im Rahmen der Pflegeversicherung Deutschlandergebnisse” Statistisches Landesamt.



3) “Statistische Berichte – Pflegeeinrichtungen und Pflegegeldempfänger am 15. Bzw. 31. Dezember 2009 – Ergebnisse der Pflegestatistik” Statistisches Landesamt Rheinland-Pfalz.

#### 参考文献

- ・高木剛：ドイツにおける老人介護士の養成教育－2003年施行の教育改正を中心に－. 介護福祉学, 14 (2) : 213-220, 2007.
- ・高木剛：介護福祉専門職の「医療行為」に関する研究と今後の専門職養成の考察－ドイツおよびデンマークの現状分析を中心に. 訪問看護と介護, 12 (8) : 674-675, 2007.
- ・高木剛：ドイツにおけるAltenpflegehelferの養成制度. 第18回日本介護福祉学会大会発表報告要旨集, 日本介護福祉学会 : 158, 2010.
- ・高木剛：ドイツにおける高齢者ケアを担う人材養成. 社会事業研究, 47 : 191-194, 2008.
- ・高木剛：ドイツにおける介護福祉専門職の養成教育－ラインラント・プファルツ州の例を中心に. 介護福祉士, 3 : 47-54, 2004.
- ・八田和子：ドイツにおける老人介護職制度の新发展. 賃金と社会保障, 1295 : 4-16, 2001.
- ・岡崎仁史著：ドイツ介護保険と地域福祉の実際. 中央法規, 2000.
- ・鬼崎信好・増田雅暢・伊奈川秀和編著：世界の介護事情. 中央法規, 2002.
- ・社団法人生活福祉研究機構・ベルリン日独センター：日独介護保険の将来展望；介護保険制度・介護事業経営・介護を支える人材の現在と展望. 東京大会シンポジウム資料, 2007.
- ・東京都議会議会局：ドイツにおける高齢者ケア施策と公的介護保険制度－先駆的事例をドイツに学ぶ, 2000.
- ・仲村優一・一番ヶ瀬康子：世界の社会福祉⑧－ドイツ・オランダ. 旬報社, 2000.
- ・古瀬徹・塩野谷祐一：先進国の社会保障④ドイツ. 東京大学出版会, 1999.
- ・Ausbildungs- und Prüfungsverordnung für den Beruf der Altenpflegerin und des

Altenpflegers (Altenpflege-Ausbildungs- und Prüfungsverordnung-AltPflAPrV) Vom 26. November 2002.

- ・Fachschulverordnung – Altenpflegehilfe Vom 31. August 2004. Die Ministerin für Bildung, Frauen und Jugend.
- ・Gerhard Schüller : Pflegeausbildung in Bewegung” Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend . 2008.
- ・Gesetz über den Beruf der Altenpflegehelferin und des Altenpflegehelfers im Land Brandenburg (Brandenburgisches Altenpflegehilfegesetz-BbgAltPflHG) Vom 27. Mai 2009.
- ・Hessische Verordnung zur Altenpflege (Altenpflegeverordnung) Vom 6. Dezember 2007. (GVBl. IS. 882).
- ・Ilka Köther・Else Gnamm:Altenpflege in Ausbildung und Praxis.Thieme,2000.
- ・Ilka Köther :THIEMEs Altenpflege. Thieme,2007 .
- ・Lehrplan und Rahmenplan für die Fachschule Altenpflege, Fachrichtung Altenpflege” Ministerium für Bildung, Frauen und Jugend. 2005.
- ・Thomas Klie:Recht der Altenhilfe-Die wichtigsten Gesetze und Vorschriften.Vincentz Verlag, Hannover 2003.